

氏名 縣 昌宏

登録番号 第 14040109 号

事務所名称 社会保険労務士縣昌宏事務所

事務所所在地 東京都中央区日本橋茅場町1-9-4 長寿ビル3F

所属社会保険労務士会 東京都社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止
(令和5年4月4日から1年)

処分理由 株式会社Aび有限会社B(以下「両社」という。)に係る雇用調整助成金の支給申請を提出代行するに当たり、支給申請書並びにその添付資料である休業実績一覧表、出勤簿及び賃金台帳に真正の事実と反する虚偽内容を記載し、令和3年7月19日、同年7月20日及び令和4年1月20日に、それぞれ神奈川労働局長あて提出代行した。

また、神奈川労働局から関係書類の追加提出の指示を受けた際、両社から入手した真正の事実を記載した出勤簿の記載内容を改ざんし、同局に対し、真正の事実を記載した出勤簿と偽り追加提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実と反して申請書等の作成、事務代理を行ったとき」及び同法第25条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。